

平成17年10月11日  
事 務 局

## 公開の方針について(案)

### 基本的認識について

本審議会における審議対象である、流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針については、流通事業者等幅広い関係者にまたがる事項であり、その背景、考え方などについて幅広い層に周知することが必要。

また、経済産業省関連の審議会については、「議事要旨」、「配付資料」、「議事録」及び「会議」について、原則公開の方針で運営することとしている。

### 本審議会の具体的公開方針について(案)

#### (1)議事要旨

審議会終了後、事務局にて、1～2枚程度の議事要旨を作成し、開催日の1週間以内に公開する。これについては、出席された各委員への内容確認等を行わない。

#### (2)配付資料

配付資料については、原則公開する。

#### (3)議事録

事務局において、各委員の発言の要点を記述した議事録を作成し、出席された各委員に送付し、各委員の発言部分について内容を確認した上で公開する。その際、発言者名も明示する。

#### (4)傍聴

会議室の余裕のある範囲内で、原則一般の傍聴を認める。

#### (5)例外

傍聴、議事録、配付資料について、特別の事情がある場合(公開することによって無用な混乱を招く可能性が高い等)には、部会長の判断でその一部又は全部を非公開とすることができる。